

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年11月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年11月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 13時30分～15時15分

2. 場所 御船町役場 保健センター 2階 研修室

3. 農業委員 (14名)

会長	1 番	富田 早苗			
会長職務代理者	2 番	荒木 義一			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	坂本 保男	出	9 番	徳永 廣敏	出
4 番	野田 孝光	出	10 番	渡邊 義高	出
5 番	藤岡 雅子	欠	11 番	芥川 誠	出
6 番	大西 敬一	出	12 番	福島 則義	欠
7 番	森田 優二	出	13 番	竹崎 幸雄	出
8 番	池田 賢治	出	14 番	吉田 敏郎	出

農地利用最適化推進委員 9名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	欠

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第39号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第40号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6	議案第41号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7	議案第42号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について

8	報告第 30 号	非農地判断について
9	報告第 31 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について
10	報告第 32 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出書の受理について
11	報告第 33 号	違反転用事案の報告について
12	報告第 34 号	農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
13	報告第 35 号	農業振興地域整備計画の変更（農振法第 13 条）の規定に基づく変更申出について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿 主 査 前川 俊司
主 査 松永 ちえ

事務局	皆さん、こんにちは。定刻が過ぎましたので、只今から始めさせていただきます。本日は、井上事務局長が公務のため欠席となります。代わりに審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、5 番藤岡委員、12 番福島委員が欠席になります。欠席者 2 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員会におきましては今 8 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、11 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 議事録署名員をお二方、10 番渡邊委員、11 番芥川委員お願い致します。それでは、早速議事に入ります。議案第 39 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の 1 ページをお願いします。 《議案第 39 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、担当の渡邊委員、説明をお願いいたします。

10 番	はい、10月27日に事務局と上田推進委員と譲受人と現地確認をしました。説明資料の4ページをご覧ください。申請地は、国道445号線を滝尾に行きまして、途中、橋を渡ってすぐ左に、左手になります。次の5ページをお願いします。赤で区切られたところが、申請地になります。譲渡人が高齢で、耕作が出来ないため、近隣に譲受人の所有する農地があるため3条申請になっております。3ページの第2項の第1号から第7号までは何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、この案件に対してご質問ご意見ございませんでしょうか。
2 番	ありません。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。はい、続きまして、議案第40号を提案いたします。それでは事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、議案書の3ページをお開き下さい。 《議案第40号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、森田委員説明をお願いいたします。
7 番	はい、初めに場所の説明をします。説明資料の9ページからになります。10月27日に申請人の立会のもと藤岡委員、永本委員、事務局で現地の確認をしました。場所は、国道443号線の商業地内に位置する住宅地内で、一応地目上は農地になっていると。簡単に言うと、警察署の手前、飲食店の裏側の住宅地なんですよ、入り道は、遊戯施設の途中から入る道になりますが、ちょっといろいろとあるような地形になっております。現状は、10ページの写真のように砂利敷きの通路になっています。事業宅地造成の時に、この道を造って登記が出来ていないというような話でした。事業実施済みになっておりますので、申請者から11ページに始末書が提出されております。申請地は、都市計画の用途地域内にあります第3種農地で、面積は〇〇㎡になります。次に8ページを見て下さい。土地利用計画の内容としては、住宅内の通路として利用する計画、今現状利用してい

	<p>るということになっております。次に 7 ページをお願いします。一般基準の項目はすべて適正と判断します。以上のようなことから、総合的に見て許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、只今の説明に対してご質問・ご意見等ございませんでしょうか。今頃になって、なんでこんなのが分かったんですか。</p>
7 番	<p>だけん、それも聞いたんですよ。これは、言うなれば、現金で買えば、前入って住んでおられた方が、出たあとの中古住宅でございます。現金で買えば、こういうこともしないでよかったんですよ。話としては。でもそうじゃなかったから、今回の申請を機にしないと、登記が出来ないということでしたという話を聞いております。これは、利用しているのは3軒だったっけ、4軒だったっけ。</p>
事務局	<p>3軒です。</p>
7 番	<p>3軒で利用されてますので、この道路の3分の1分が道路の持分ということですよ。今回は、今言ったようなことで、どうしても表に出さないといけないということでの申請だそうです。</p>
議 長	<p>なら、他の2軒分は、変わっとつと。共有でしょ。これは。これが、外れとつたと言うことは、あんまり考えられんよね。</p>
2 番	<p>これは、1軒がどこって言うことはなかもん。</p>
議 長	<p>これは、事務局から説明してちょうだい。どういう意味。</p>
事務局	<p>現在のところ登記上では、地目は田。</p>
議 長	<p>ほか2軒も田。</p>
事務局	<p>ほか2軒も田というか、この土地自体が3人で共有している。</p>
議 長	<p>そうたい。</p>
事務局	<p>今回申請することで、地目変更ができるということで、申請をあげてもらった時に、ほかの2軒からは、転用同意書ということで申請があがっております。だから、今回は、こちらで、</p>
議 長	<p>なら、代表者ということ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
7 番	<p>なら、この申請で全員が同意しているわけね。そこまでは、聞いていなかった。</p>
事務局	<p>転用の同意書が、今回申請と一緒に提出されている。これで、許可が取れば、</p>
議 長	<p>3軒分ということね。</p>

7 番	いずれにしても、これをしないといけないわけね。
議 長	よくこれが、地目が田のまま中古住宅が買えたよね。
7 番	これは、現金で買えば、これも今回のように扱わないでいいわけだね。それすらも意味がわからない。そういうことです。よろしくお願いします。
議 長	それは、どうなるのか、それぞれ、それぞれ。
7 番	一番手前の、今度の中古物件を現金で買えば、今回の土地もそのままで出来たらしかった。なんか、知らん。分からん。
議 長	分からん。ほかに、ご質問・ご意見ございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手を求めます。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。はい、続きまして、議案第 41 号を提案いたします。それでは事務局の説明お願いいたします。
事務局	まず、議案書の 5 ページをお願いします。 《議案第 41 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番から担当の坂本委員、お願いいたします。
3 番	10 月 27 日に役場の担当と、大森委員と私と現地を見ています。こちらの一番後ろに始末書が載っておりますけれども、必ず実際にあるのに、結果として理由として始末書が出ているのですが、この前に、この方の同じ集落なので、知っているのですが、もう既に亡くなられているのですけれども、薪の木が植わったんですよ。その人はおそらく、時点で転用をしなくちゃいけなかったとだけけれども、楽しみに薪の木を植えて剪定をしておられて、何十本も植えられたんですけれども、結局、その方が亡くなられて、奥さんと息子さんが残って、2 人とも農業が全然できないということで、水田なり、なんなりを全部小作に貸しております。この間、前回も農業委員会を通して水田等も貸しております。この畑は実際、薪の木が植わっていたんですけれども、ここの始末書も書いていないのですけれども、何十年も前から転用しないといけなかったのがしてなかったというところなんです。で、たまたま隣の申請者（貸人）が仕事を拡張する意味で、ちょうどここがあったから薪の木を切って、この写真のように整地して、砂利敷いて、申請会社で扱った車を置いてあるのが現状です。なんで、今回の申請に、何でこんなに遅

	<p>れたと、どうしても本人たち、地主さん、事業所の代表さんも、役場には行ったとぼってんなど、事務局の指導で、こういった資料を提出して下さいと、総会に出して下さいと言っても、理解されとらんかったということらしいですよ。現在に至っている。それで、今更出来ませんで、言えないものですから、一応問題ありませんということで、報告しておきました。その単なる駐車場というだけで、13 ページにありますように、一般基準等もすべてクリアしております。なので、しょうがないなということで、慎重な審議というよりも、こうなっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ご質問・ご意見等ございませんか。なん、事務局にも来て、指導もあつとったわけでしょうたい。</p>
3 番	<p>だけん、そう。地主さんと借主さんが役場に行ったんですよ。どうしても総会に出さないといけないですものね。事務局に聞けば、ちゃんと指導しましたぼってん、書類が。</p>
議 長	<p>令和 4 年から 2 年の契約でと、その前からこんな風になっていたんですか。</p>
3 番	<p>その時点では、していなかったと。ボチボチ薪の木を伐りよった時に、事務局に相談に行ったと。相談に行ってから、すぐに書類をあげればよかったとぼってん、1 年くらい経って、何もしていなかったということ。</p>
議 長	<p>ちゃんと指導したや。</p>
事務局	<p>ちゃんと書いてから出してくださいと伝えています。</p>
議 長	<p>始末書を出せと言ったんだろ。</p>
7 番	<p>駐車場として使っているのは 2 年くらい前だろ。</p>
事務局	<p>駐車場として利用し始めたのは、この始末書に記載のある令和 4 年 4 月頃は、現地は、坂本委員が言われてた時は、薪の木が植わっていたんですよ。</p>
7 番	<p>植木だけんが、畑で問題なかつじゃないかな。</p>
3 番	<p>人工木の場合は、農地転用を必要とすると思うけど。</p>
2 番	<p>植木なら、木なら、植林になつど。</p>
7 番	<p>そんなになつとつとね。</p>
8 番	<p>あんなのとは、植林だろ。</p>
7 番	<p>あれは、何十年て前だもん。</p>
3 番	<p>あそこにはあつただろ。</p>
議 長	<p>あつたかな。あんまり覚えはないな。</p>

7 番	道路の横にもう少し畑があるもんね。その向こうだけん。
議 長	あの面してるわけじゃないと。
7 番	あの、三角になってるから面している訳ではない。あそこは、何で知っとるかというと、植木で見に行っているから知ってるよ。
議 長	なーんて、それ
7 番	中を見たから知っとるとたい。
3 番	先ほども言いましたけど、将来を楽しみに植えなはったはずですよ。
議 長	その時から、反則だったんですよ。
3 番	事務局、そうだったでしょ。本来その時点で転用をしないとイケなかったんだから。
事務局	それが、植林に該当するのであれば、転用が必要ですね。樹木の該当が、通常、そうですね。木材で使うようなもの、薪とか細かい点は、書いていない。それが、よかつかどうかは、グレーゾーンなんですけど。杉とか、檜とかあるんですけど、
議 長	それは、植林で言うたいね。
事務局	あくまで、植林というのしかないからね。樹木と見た場合に。
3 番	それなら、薪の木は、それについては、どうしても転用しないでよかったと。
事務局	今は、曖昧なので、回答は差し支えさせて下さい。
議 長	栗とかは、ノーマークだろ。
事務局	それは、完全に果樹なんですよね。
議 長	柿もね。あれは、申請がいらん。
2 番	植木でも、松なら、どんぐりも植林。
議 長	植林。
事務局	ちょっと確認させてください。間違いのないように。
議 長	樹木によって、括りが違うと。ほかに、ご質問・ご意見。遅ればせながら始末書が添付されています。あんまこんなのは、好きじゃないけど。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番、これは徳永委員の担当ですので、説明をお願いいたします。
9 番	はい、19 ページからになります。10 月 31 日に川地委員と事務

	<p>局と相手方とで現地を確認いたしました。まずは、場所ですけど、23 ページです。場所は、上の方に見えにくいですけど、小学校と、青線の下側が、大学の方に繋がっている町道です。ちょうど中頃に、申請地がありまして、この町道の際から、細長く申請地があります。社会福祉施設というのは、右側になります。その前になります。申請なさっているのは、そこに書いておられますのは、申請者、先日許可を頂いた、申請者の駐車場として事業計画が出されています。場所的な問題では、第2種農地になりますので、申請人は、美里町で広域な社会福祉法人をしているところで、近くで、駐車場として、駐車スペースの土地となるところはないかと探していらっしゃったところ、この近くですね、歩いて20歩位のところに土地が見つかりましたものですから、交渉されて本申請に至っております。広さは〇〇〇㎡で、約5畝ということで、24ページに書いてありますように、細長いですから駐車スペースとしては、中々取りにくい土地なんですけど、一番近い所というところで申請なさいました。許可申請におきまして、一般基準の1から10は問題ありませんので、許可相当と思われれます。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見ないでしょうか。
13 番	今、あそこに洋菓子店舗の反対側のところにあの老人ホームの駐車場ですか。
9 番	あー、そうです。あそこの駐車場です。今はまだ、駐車場が少なくてですね。あの辺りを探してらっしゃるみたいですけど。竹崎さんの作りよる所が、あの畑を狙われている。
13 番	あはは。
9 番	あの本当に、あそこには、1日にすごい人数がいらっしゃるみたいで、デイサービスで。
議 長	あの周りは、結構駐車場が、いっぱいあるのに、邪魔になるの。
9 番	全然、駐車場が足らんでですね。あと、1か所位、1反なり2反なりの駐車場スペースが欲しいと。
議 長	徳永さんに畑を譲ってやるといいんじゃないの。
9 番	じゃー、売らんでよか。あはは。
2 番	金は持つとって。
議 長	ほんなこつ、こんな駐車をこんな奥まで、一番奥に停める人と

	かは、首が、こわるごてバックして回さんといかんね。
全委員	(笑い)
議長	だって、隣は、社会福祉施設になるから、そして、隣には家でしよう。
9 番	こんな細い道しか、なかったんかな。仕方ないんですけど。その前にも土地はあるんですよ。
8 番	あるある。
9 番	けど、譲らんとですよ。
8 番	あー。
議長	ばってん、あの綺麗に整地してあるところもありますね。あの反対側のところにね。
9 番	はい、そうです、そうです。
議長	あそこの隣の隣の隣くらいかい。
9 番	隣の隣の隣は駐車場ですよ。あそこは。
議長	あの、そうでしょう。
9 番	あれは、この申請者の駐車場です。
議長	あの申請も、あのいつかに出たもんな。
9 番	そうです、そうです。その隣に個人さんの家があるんですよ。あー、あの人が譲らんとですよ。職員駐車場かな。職員もいるし、昼夜問わず、車が動くし。
8 番	えー。
議長	はい、ほかに質問はありませんか。ご意見。ほかにないでしょうか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③番、これも徳永委員の担当ですので、続けてお願いいたします。
9 番	はい、申請番号③番ですけど、まずは、26 ページに申請人ご夫婦でございますけど、持分が2分の1、2分の1で、家を造りたいという申請です。場所はですね、ちょっと、とても分かりにくいんですが、29 ページ、とても入り組んだ畑地なんですけど、先ほどの青いラインは一緒です、右側は小学校に左側は大学に行くところの途中から、工務店がございますね、そこから細い道がありますね、あのあれから入っていくところなんですよ、ここが町道になる話がでていていると思いますので。
7 番	ここは、もう町道になってるよ。

9 番	もう、なっているんですか。ちょっと広がって、中まで入っていきます。そこに畑地がありまして、よくぞ見つけたなど、いい条件があったんだろうなと思いますけど、ここは第2種農地になりまして、申請人は、熊本市内でアパートに住んでいらっしゃるご夫婦でございます。勤務先が御船町というところから住宅用地を探していらっしゃるしまして、場所を検討した結果、ちょうど生活していく上で、町内でいい場所があって、この申請になりました。一般基準も、ちゃんと満たしておりまして、あと、場所的には、上下水道も揃っておりまして、よろしいかと思います。問題はないと思われまますので、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。
議 長	はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見ございませんか。
8 番	ありません。
議 長	前の道は、下水は通つとるとかな。
9 番	はい、通つとります。
8 番	雨水は。
9 番	雨水は、側溝がありますので、
議 長	水道は、前の道に通つとるですか。上水道。
8 番	上水道は、通つとる。工事をしたもん。
全委員	(笑い)
議 長	この辺は、何でん通つとるもんね。下水も通ってる。畑のあぜ道のところを下水が通ってる。
8 番	これを、突き抜けると、陣の方に繋がってる。
9 番	今現在は、ちょっと下の方のお宅まで。
議 長	あの、質問がないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番、藤岡委員欠席ですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、まずは場所の説明をします。説明資料 32 ページからになるんですけど、10月27日に藤岡委員、森田委員、永本委員と立会いを申請人と行いました。場所については、35 ページになりますので、お開き下さい。国道 443 号線沿いにあります大型店舗がありますが、大型店舗がありますので、裏側の住宅地

	<p>の端にある農地になります。現地の写真については、37 ページ、38 ページをご覧ください。耕作されている状態でした。現地立会時には、雨が降っていて、あんまりしっかりと見れていないのですが、申請地の方は、都市計画の用途地域内にあります第 3 種農地で、面積は〇〇〇㎡になります。次に資料の 34 ページの事業計画のところですね、土地利用計画の内容としては、申請地の道路側に駐車場、奥の方に資材置場を整備し利用する計画を立てておられます。最後に 33 ページ、審査表のページをお願いします。一般基準を全て適当と判断しますので、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。あそこの裏は、こんな所まで家が建ってきてるの。</p>
8 番	<p>今は、いっぱい家が建っているよね。</p>
議 長	<p>繋がっていくのも時間の問題たい。もともとこっちは古い家は無いとよね。これは、新しい家ばかりだよ。</p>
8 番	<p>いえ、ここまでは。</p>
7 番	<p>あの、辺田見の道があるでしょう。あれから入ってすぐのところ。何軒か。</p>
議 長	<p>両脇に、家が建っている訳。</p>
7 番	<p>大型店舗の裏は集合住宅のような感じで。あれからすぐ上の方にあがっていった辺りに、あそこは、まだ旧の家が。そのいうなれば、最後くらい。あと 1 軒ある。あの中にね。</p>
議 長	<p>それでは、ご質問・ご意見ありませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして、議案第 42 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 7 ページをお願いします。 <議案第 42 号を説明></p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。只今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>

全委員	(全員挙手)
議長	それでは、報告を第30号から通して、通してよかる。
事務局	はい。
議長	間に諮るのはなかる。では、通して。
事務局	では、議案書の13ページをお願いします。 ≪報告第30号を説明≫ ≪報告第31号を説明≫ ≪報告第32号を説明≫ ≪報告第33号を説明≫ ≪報告第34号を説明≫ ≪報告第35号を説明≫
	≪報告第32号の説明≫
議長	ちょっと待って、相続だけど。相続を受けた人は、非農家だったならば、非農家でも良かったかな。前は、出来ないんだったかな。
事務局	あの、遺贈、遺産相続の場合は、非農家でも構いません。生前贈与の場合は、非農家はできないので、お亡くなりになられてから。
議長	前から良かったかな。
事務局	但し、生前贈与なら、先ほど言われた農業委員会に。農業をしていない人の場合は、遺産相続までは、名義を変えられない、以上です。
議長	作るもんがおらんかったら、斡旋希望の有無というのは。無しと書いてあるのは。耕作者が居らんということか。一番右の枠かい。
事務局	これは、斡旋の希望は、無いということです。
議長	斡旋の希望はない、本人には、無いということ。
事務局	それが、届出で提出されているという。届出を出したときに斡旋の希望は無いということです。
議長	自分ですと。
事務局	小作にするんです。
議長	じゃ、続けて、33号から。
事務局	≪報告第33号の説明≫
	≪報告第34号の説明≫
議長	何で、報告書が提出されているのか。
事務局	本来は、適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以

	内に農業委員会に報告書、売り上げとか、報告書を上げるように決まっております。今までが、うちの方もきちんと出来ていなかったの、今回、いま町内に農地をお持ちの適格法人に適格法人の報告書の提出依頼を出しております、今回4件の報告がありましたので、この場をもって、ご報告させていただきます。以上です。
議 長	さっきの話に戻るけど、農業法人を作っているもんも、こういう風に報告書を提出しなくちゃいけないの。
事務局	町内に農地を持っているところはですね、先ほどの資料の3ページの方に適格法人のことについて載せていますが、A4の横版です。2枚綴りのカラーの書類になります。
議 長	法人も報告義務があるというこったい。農業法人もね。ただそれを聞いたかっただけ。
事務局	今、会長が言われた、この分の一般法人もですね、今農地を作付けしている方に対しても、報告義務があります。
議 長	確か、農業法人もこういう風に報告しなくちゃいけなかったかなと。この3番の法人は、どうして。大型商業施設の横か。あそこに田んぼがあるからか。あそこは、かかったから無いたいね。
事務局	3番の法人につきましては、貸借で、町内で農地があります。なので、3番の法人も提出されているということです。会社は嘉島町ですけれども。
議 長	大型商業施設は、ポンプ小屋とかあったよね、
8 番	あー、あー、あそこもかかっている。
議 長	なら、3番の法人は上の方に持っているのか。
8 番	何箇所か、嘉島から作りに来ている。
議 長	上の方に。高木よりの方に。農免道路沿いに。
8 番	そうそう。
議 長	農免道路のあの辺の。
3 番	あー、そうかな、北甘木の方ね。
議 長	それでは、報告35号。
	(農振整備計画の変更)
議 長	はい、ありがとうございました。事務局からその他で。
事務局	その他報告について <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会忘年会について ・上期分の農業委員、推進委員の報酬費用弁償について

